

幕張インター町内会みどりのやくそく

(このやくそくの目的)

第1条 このやくそくは、私達の地区にみどりを増やし、この地区がみどりに包まれ、心のふれあう、住みよい暮らしのできるところとし、住まいの環境を快適なものとするを目的とします。

(やくそくの呼び名)

第2条 このやくそくの呼び名を幕張インター町内会みどりのやくそく(以下「やくそく」といいます。)とします。

(やくそくの地区)

第3条 やくそくの地区(以下「やくそく地区」といいます。)は、別紙図面の地区とします。

(やくそくのしかた)

第4条 このやくそくは、地区内のみなさんおよび土地所有者がお互いに全員の賛成により結びます。

(やくそくの効力)

第5条 第1条の目的を達成するため、法律(都市緑地保全法)できめてある認可を受けることにします。

(やくそくの変更と廃止)

第6条 やくそくの内容を変更しようとするときは、第4条に定めるみなさんがたの賛成によることとします。

2. やくそくを廃止しようとするときは、第4条に定めるみなさんがたの過半数の賛成によることとします。

(植える木について)

第7条 第1条の目的を達成するため、植える木について次のとおりきめます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく、付近の環境をよくするのに役立つことも必要なので、それにあった木を次から選び、それぞれ1本は庭などに植えることにします。

イ 花(または葉)を楽しむ木

ウメ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、ツバキ、サザンカ
クチナシ、八重桜、ニシキギ、花ザクロ、ハナミズキ、姫リンゴなど。

ロ 果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチジク、ビワ、カリン、ウメ、アンズ、ミカン(柑橘
類)、ポポーサクランボの木、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリ、スモモな
ど。

ハ 鳥が寄ってくる木(小鳥の餌木)

クロガネモチ、ツゲ、ヤツデ、アオキ、ピラカンサス、ウメモドキ、
シャリンハイ、マユミ、ナナカマドなど。

ニ 家並みをやわらげる木

イヌマキ、ユズリハ、ゲッケイジュ、シイノキ、モチノキ、クロマツ
タイサンボク、クスノキ、ケヤキ、ヒマラヤスキ、マテバシイ、ナラ、
カイツカイビキなど。

2. 植える木を育てるために、消毒を年1回以上することとします。

(やくそくの期間)

第8条 期間は、木が育っていくことを考えて10年とし、その期間が終る3
ヶ月前に、第4条に定めるみなさんがたが廃止についての申し出をしない
ときは、更に10年延長するものとします。

(運営係の設置)

第9条 このやくそくについての仕事や事務を推進していくため、町内会役員
の中に担当をきめ、年2回以上の話し合いを行うものとします。

2. 役員の中からやくそくの代表1名と運営係を必要に応じて選ぶものとしま
す。

(やくそくに違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを実施しない人には、第1条に定める目的を達
成してもらうための要望をします。

2. 前項の要望があったのち、3ヶ月を過ぎても要望のあったことを実施しな
いときは、町内会が別に決める公平な措置にしたがってもらうものとします。